

# 障がい者就労施設からの優先調達について

令和6年(2024年)4月19日  
 健康福祉部障がい者支援課 藤木、大井、宮嶋  
 電話：026-235-7105 (直通)  
 026-232-0111 (代表) 内線2402  
 FAX：026-234-2369  
 E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

## 1 障がい者就労施設からの優先調達とは

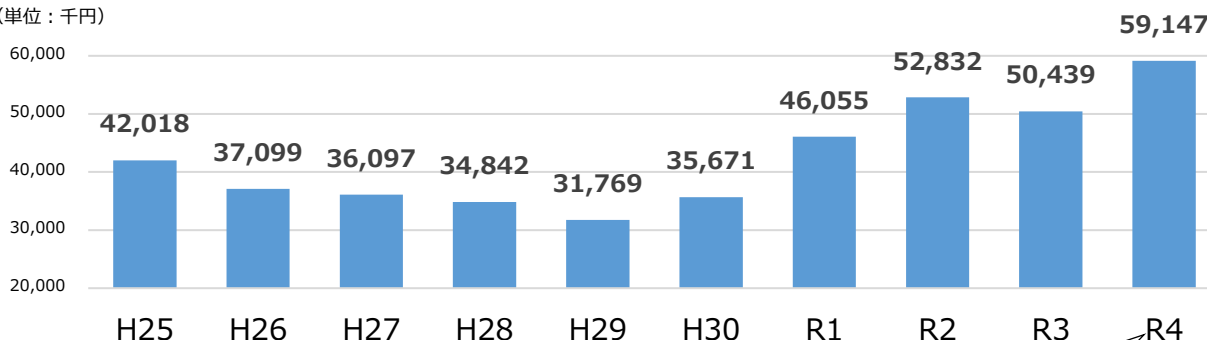
「障害者優先調達推進法」(平成25年施行)

<目的> 障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するとともに、就労する障がい者の経済面の自立を進める

<内容> 国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入する

## 2 長野県の調達実績

(単位：千円)



R4は前年度と比較して約**870万円(17.3%)増加**  
 過去最高のR2実績を約700万円上回り**過去最高額を更新**

<主な調達内容(R4)>

サービス(役務)	物品等
①印刷(チラシ、封筒、横断幕、賞状等)	①小物(ポケットティッシュ、ステッカー等)
②清掃(県庁・合庁内清掃、環境整備(草取り等))	②トイレトペーパー
③クリーニング	③フラットファイル
④テーブル起こし	④年末年始の弁当(私費)

## 3 各所属への依頼事項

- 物品等の購入の際は、障がい者就労施設への発注を検討してください。  
⇒施設の情報は障がい者支援課ホームページ及び共有サーバに掲載。
- 各所属において調達目標額を含めた行動指針を作成してください。  
⇒4月5日付けで全庁に依頼済み。提出締切は5月31日。
- 適正な予定価格の設定及び余裕を持った納期を設定をお願いします。

